

新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生した 医療機関に対する支援事業について

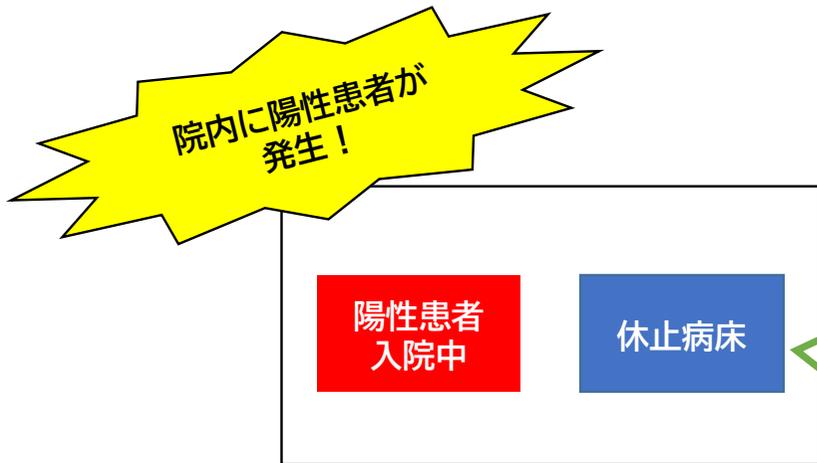
広島県健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当
企画グループ

～目次～

	スライド番号
1 「院内感染発生医療機関支援事業」とは	3
2 対象の医療機関	4
3 補助内容	5、6
4 申請の流れ	7
5 注意事項	8

1 「院内感染発生医療機関支援事業」とは

- この事業における「院内感染」とは、医療機関において入院している患者が、原疾患とは別に新たに新型コロナウイルス感染症に罹患したことを指します。(感染経路や規模(人数)は問いません。)
- この事業は、医療機関において院内感染が発生した際に、陽性患者が入院した病床でその患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間空床にする必要がある病床や、休止せざるを得ない病床を対象とし、医療機関に対し支援する補助事業です。



(イメージ)

陽性患者を隔離したいが、個室は空いていないので、2床部屋を個室化する。
しかし、この陽性患者が入院している期間は1床分の診療報酬は見込めない。



この休止病床(及び退院後空床)を補助の対象とすることで、
院内感染が発生した医療機関を支援

2 対象の医療機関

院内感染が起きた医療機関であり、次の要件を満たしている場合に申請が可能です。

※本事業における「院内感染」とは、医療機関において入院している患者が原疾患とは別に新たに新型コロナウイルス感染症に罹患したことを指し、感染経路や規模(人数)は限定されません。

(1)要件について

- 医療機関等情報支援システム(G-MIS)に入院受入状況等を確実に入力していること。
休診日等で当日の入力が困難な場合は、遡って入力することも可能。

(2)院内感染収束後の対応について

- 院内感染収束後は外部から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れること。

※ 当事業の申請時に当該要件を確認する書面(チェックリスト)を提出していただきます。

3 補助内容

(1)補助対象となる病床

次の2つの病床が補助の対象となります。

①退院後空床 ※「退院」とは新型コロナウイルスの療養が終了したことを指す。

院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床

②休止病床

院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床。※上限数あり

※陽性患者が療養中の病床数と①退院後空床1床につき1床まで

ただし、陽性患者療養中病床または退院後空床がICU・HCUである場合の上限数は1床につき2床まで

- 陽性者が療養した病床で、退院後に病室の閉鎖などの事情で空床にする必要がある病床（退院後空床）に対しても1：1の割合で休止病床が認められる。（退院後空床がICU・HCUの場合は1：2）



3 補助内容

(2)補助単価

病床区分	特定機能病院等	その他の医療機関
ICU	174,000円／日	121,000円／日
HCU	85,000円／日	85,000円／日
ICU・HCU以外※1	30,000円／日	29,000円／日
その他病床※2	16,000円／日	16,000円／日

※1 中等症Ⅱ・重症患者等、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床

※2 療養病床を含む

(3)補助対象となる期間

院内感染が発生した日から、最後の陽性者がコロナ療養解除となった日までの期間のうち、県が認めた期間。

4 補助金交付の手続き

★院内感染収束後(院内感染による最後の陽性者が療養解除となった日以後)、
速やかに必要書類を提出してください。

補助金交付までの流れは次の(1)から(3)になります。

- (1) 交付申請書兼実績報告書の提出(医療機関⇒広島県)
- (2) 審査・交付決定・額の確定(広島県⇒医療機関)
- (3) 補助金の支払い(広島県⇒医療機関)

具体的な手順は次ページからご案内します。

提出書類様式の掲載先：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/269/corona-houkatsusien.html#0-2>

メール送付先：広島県健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当 covid19taisaku@pref.hiroshima.lg.jp

4 補助金交付の手続き

(1) 【医療機関⇒県】交付申請書兼実績報告書の提出

院内感染が終了したのちに、次表に示す院内感染収束日を含む期間に応じた申請期限までに、次の様式等(指定様式等は県HPに掲載)を作成し、メールで送付してください。

提出書類:

- ① 【様式第8号】 交付申請書兼実績報告書
 - ② 【様式第8号別紙(1)】 経費所要額調兼精算書
 - ③ 【様式第8号別紙(2)】 実施計画書兼実績報告書
 - ④ 【様式第8号別紙(3)】 院内感染発生医療機関支援事業実施計画兼実績報告
 - ⑤ 病床確保状況調査票(指定様式)
 - ⑥ 病床使用状況表(任意様式、作成例参照)
 - ⑦ チェックリスト(指定様式)
 - ⑧ ⑤に記載の病室・病床数等が確認できる図面
- ※病室番号・病室のベッド数・病床の区分(一般病床、療養病床等) ができるもの。
- ⑨ 口座振替依頼書

提出書類様式の掲載先:<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/269/corona-houkatsusien.html#0-2>

メール送付先:広島県健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当 covid19taisaku@pref.hiroshima.lg.jp

4 補助金交付の手続き

(1) 【医療機関⇒県】交付申請書兼実績報告書の提出

院内感染が終了したのちに、次の様式等(県HPに掲載)を作成し、次表に示す院内感染収束日を含む期間に応じた提出期限までにメールで送付してください。

(提出期限)

院内感染収束日を含む期間	提出期限
令和5年10月1日 ~ 令和5年11月30日	令和5年12月20日
令和5年12月1日 ~ 令和5年12月31日	令和6年1月22日
令和6年1月1日 ~ 令和6年1月31日	令和6年2月20日
令和6年2月1日 ~ 令和6年2月29日	令和6年3月19日
令和6年3月1日 ~ 令和6年3月31日	令和6年3月31日

- 院内感染が月をまたいで継続している場合、「院内感染収束日を含む期間」に応じた提出期限までに、まとめて書類を提出してください。
- 補助金の交付を確実にを行うため、提出期限は厳守してください。

提出書類様式の掲載先：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/269/corona-houkatsusien.html#0-2>

メール送付先：広島県健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当 covid19taisaku@pref.hiroshima.lg.jp

4 補助金交付の手続き

(2) 審査・交付決定・額の確定【広島県⇒医療機関】

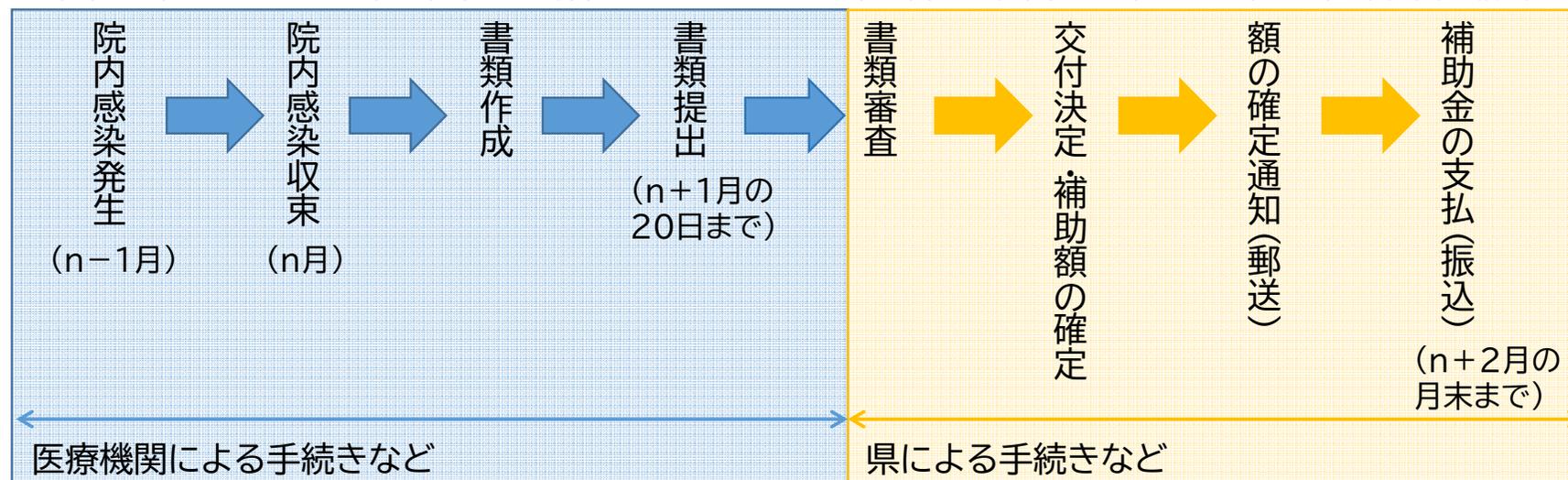
ご提出いただいた内容について、広島県が審査し、交付決定と補助金の額の確定を行います。確定した補助額については、書面で通知します。

(3) 補助金の支払い【広島県】

確定した補助金を口座振替依頼書に記載された口座にお支払いします。支払い時期は、院内感染が収束した日の翌々月末の予定です。

(補助金支払いまでのスケジュール例)

10月に院内感染が発生し11月中に収束した場合、12月20日までに県へ書類を提出、1月末までに県から医療機関へ補助金が支払われる予定です。



5 注意事項

- (1) 当日診療報酬が発生した病床については、補助の対象ではありませんので、退院後空床または休止病床の数には入れないでください。

例) 10/10に退院した患者が療養していた病床をそのまま退院後空床とする場合、補助対象となるのは10/11～。

- (2) 休止病床が補助の上限数を超える場合は、上限数以下の数で申請してください。
- (3) やむを得ず陽性患者と一般患者を同室にする場合は、適切な感染対策を講じるなどし、院内感染の拡大防止に努めてください。
休止病床の設定やゾーニング等が不適切であると県が判断した場合、補助対象から除外します。
- (4) 退院後空床及び休止病床は必要最小限とし、最大限、通常医療との両立を図ってください。

【この事業に関するお問い合わせ先】

広島県健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当 企画グループ

電話 (082)513-2846(直通)

メール covid19taisaku@pref.hiroshima.lg.jp